

# 第三十四回国会 地方行政委員会議録 第十九号

昭和三十五年四月一日(金曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長

理事飯塚

理事

重延君

理事会

渡海元三郎君

事務官

上安太郎君

事務官

相川勝六君

事務官

富田健治君

事務官

太田一夫君

事務官

佐野憲治君

事務官

野口忠夫君

事務官

大矢省三君

事務官

中川董治君

事務官

木村行藏君

事務官

後藤田正晴君

事務官

總理府事務官

自治府財政局長

總理府事務官

警察廳保安局長

警察廳保安局長

議員



旅客自動車運送事業又は同条第三項第一号に掲げる特定旅客自動車

運送事業の用に供する自動車（以下「乗合自動車」という。）及びトロリーバスを除く。）は、車両通行区分帯の設けられた道路を通行する場合を除き、第十八条に規定する通行の優先順位（以下「優先順位」という。）が先である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその迫いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、道路の左側に寄つてこれに道路を譲らなければならない。優先順位が同じであるか又は後である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその迫いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

（前略 第百二十条第一項第二号、第二百二十二条）  
（追越しを禁止する場合）  
第二十九条 後車は、前方にある自動車又はトロリーバス（以下この条及び次条において「自動車等」という。）が他の自動車等と並進しているときは、追越しをしてはならない。

2 後車は、前車が他の自動車等を追い戻そうとしているときは、追越しをしてはならない。  
（前略 第百二十条第一項第二号、第二百二十二条）  
（追越しを禁止する場所）  
第三十条 自動車等は、交差点、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認めて指定した場所においては、他の自動車等を追い越してはならない。

2 車両等は、踏切を通過しようとすると、當該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者の安全を図るため設けられた安全地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に當該路面電車から一・五メートル以上の間隔を保つことができるときは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

（前略 第百二十条第一項第二号、第二百二十二条）  
（踏込み等の禁止）  
第三十二条 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切つてはならない。

2 車両は、路面電車を追い越そうとするときは、当該車両が追いついた路面電車の左側を通行しなければならない。ただし、軌道が道路の左側端に寄つて設けられていないときは、この限りではない。

3 前二項の場合においては、追越しをしようとする車両（以下次条）

（前略 第百二十条第一項第三号、同条第二項、第二百二十二条）  
（踏切の通過）  
第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前に停止しないで進行すること

（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）  
第三十一条 車両は、乗客の乗降のため停車中の路面電車に追いついたときは、当該路面電車の乗客が乗降を終わり、又は当該路面電車から降りた者で当該車両の前方に立っているものがいなくなるまで、当該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行すること

（先入、先順位及び左方の車両等の優先）  
第三十五条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、既に他の道路から当該交差点に入っている車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 車両等は、踏切を通過しようとすると、當該交差点に入ろうとしている路面電車又は優先順位が先である車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 車両は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、他の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車又は優先順位が先である車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 車両は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。路面電車が交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。

3 車両は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。

4 左折又は右折しようとする車両が、前三項の規定により、それぞれ道路の左側又は中央に寄らうとしたときには、方向指示器による合団をしたときは、その後方にある車両

で停止し、かつ、安全であること

を確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行すること

で停止し、當該合団をした車両の進行を妨げてはならない。

（前略 第一百三十一条第一項第五号、第一百二十二条）  
（第二項について）  
第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、その通行



公安委員会が交通がひんぱんないと認めて指定した区域においては、前項本文の規定は、適用しない。

(前則 第一項及び第二項については第八二十九条第一項第五号、同条第三項)

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

第四十六条 車両は、公安委員会が、道路又は、道険又は交通の状況により特に必要があるに支障がないと認めて、第四十四条又は前条第一項の規定(第四十一条第一号及び第六号並びに前条第五号及び第六号並びに前条第六号)によると、による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について指定した場所においては、前二条の規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

#### (停車の方法)

第四十七条 車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときには、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害となるないようにしなければならない。ただし、一定の方向にする車両の通行が禁止されている道路で公安委員会が指定した場所においては、道路の右側端に沿つて停車することができる。

(前則 第一百二十条第一項第六号)  
(駐車の方法)

2 前項の場合において、公安委員会は、その指定しようとする旨及び指定の期間について、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した

ならないよう駐車しなければならない。

車両は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、当該場所について公安委員会が定めた方法によつて駐車しなければならない。

(前則 第一百二十条第一項第五号、同条第二項)

(駐車時間の制限)

第四十九条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続ぎ駐車することができると時間を制限することができる。

(前則 第一百二十条第一項第七号、同条第二項)

(路上駐車場における停車又は駐車の禁止等)

第五十条 公安委員会は、駐車場法(昭和三十二年法律第二百六号)第二条第一号の路上駐車場(以下この条において「路上駐車場」という。)が設けられている場所を第四十四条第六号又は第四十五条第一項第十七号に掲げる停車及び駐車を禁止する場所又は駐車を禁止する場所として指定しようとするときは、期間を定めてしなければならない。

2 前項の場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ、現場に当該車両の運転者等がいないときは、警察官は、道路の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」といいう。)に対し、当該車両の駐車の方

法を変更し、又は当該車両を当該車両が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができるもの。対して、当該車両を當該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」といいう。)に對し、保管を始めた日時及び保管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 前二項に規定する車両の移動、車両の保管、公示等に要した費用は、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

2 前項の場合において、公安委員会は、その指定しようとする旨及び指定の期間について、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した

緊急を要する場合であらかじめ、当該地方公共団体の意見をきくいよいよとする場合において、当該場所が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲

にて、すみやかに当該指定した旨と認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、当該場所について公安委員会が定めた方法によつて駐車しなければならない。

(前則 第一百二十条第一項第五号、同条第二項)

#### (違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両(トロリーバスを除く。以下この条において同じ。)が第四十四条、第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分に違反して駐車していると認められる場合において、当該車両が道

路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、警察官は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」といいう。)に對し、保管を始めた日時及び保管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。

5 警察署長は、前項後段の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」といいう。)に對し、保管を始めた日時及び保管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。

6 警察署長は、前項後段の規定により車両を消し、燈火の光度を減ずる等燈火を操作しなければならない。

7 警察署長は、前項後段の規定により車両を消し、燈火の光度を減ずる等燈火を操作しなければならない。

8 車両等が、夜間(前項後段の場合を含む。)他の車両等と行き違う場合において、他の車両等の交

通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火

を消す。この場合において、他の車両等の交

通を妨げるおそれがあるときは、

車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火

を消す。この場合において、他の車両等の交

通を妨げるおそれがあるときは、

車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火

を消す。この場合において、他の車両等の交

通を妨げるおそれがあるときは、

車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火

前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲

にて、すみやかに当該指定した旨と認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、当該場所について公安委員会が定めた方法によつて駐車しなければならない。

(前則 第一百二十条第一項第五号、同条第二項)

#### (車両等の燈火)

第五十二条 車両等は、夜間(日没時から日出までの時間)をいう。

以下この条において同じ。道路の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、警察官

は、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

その他の燈火をつけなければならぬ。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、

警笛を鳴らす。この場合においては、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

にあり、前照燈、車幅燈、尾燈

前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲

にて、すみやかに当該指定した旨と認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、当該場所について公安委員会が定めた方法によつて駐車しなければならない。

(前則 第一百二十条第一項第五号、同条第二項)

#### (合図)

第五十三条 車両(自転車以外の軽車両を除く。)の運転者は、左折し、右折し、横断し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は燈火により合図をし、これららの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

(前則 第一百二十条第一項第八号、同条第二項)

2 前項の合図を行なう時期及び合

図の方法について必要な事項は、政令で定める。

(前則 第一百二十条第一項第八号、同条第二項)

#### (警音器の使用等)

第五十四条 車両等(自転車以外の軽車両を除く。)以下この条において

て同じ。)の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならぬ。

一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で公安委員会が指定した場所を通行しようとするとき。

二 山地部の道路その他曲折が多い道路について公安委員会が指定した区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならぬこととされている場合を除く。

(罰則 第一百二十一条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第五十五条 車両等の運転者は、当該車両等の運転を除く。

第五十六条 車両等の運転者は、当該車両等の運転を除く。

第五十七条 車両等の運転者は、当該車両等の運転を除く。

第五十八条 車両等の運転者は、当該車両等の運転を除く。

第五十九条 自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、自動二輪車又は軽自動車によつて牽引するときは一台をこえる車両を、その他の自動車によつて牽引するときは二台をこえる車両を牽引してはならない。また、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端(牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端)までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。

第六十条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を確保するため必要な事項は、総理府令で定める。

2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動燈、尾燈若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

(罰則 第二項及び第三項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第五十九条 自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。ただし、故障の原因により自動車を牽引することがやむを得ない場合には、車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲は、車両を運転することができる。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十一条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることができる。

3 貨物が分割できないものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲は、車両を運転することができる。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十二条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。ただし、故障の原因により自動車を牽引するときは、この限りでない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十三条 車両等の運転者は、車両等の運転を除く。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十四条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十五条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十六条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十七条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十八条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十九条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第七十条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第七十一条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第七十二条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認められるときは、自動車以外の車両によつて牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯してはならない。

3 制限外許可を与える場合において必要があると認めるときは、牽引する車両の後端(牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端)までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可証を交付しなければならない。

5 第三項の許可証の様式その他第二項ただし書の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則 第二項については第二百二十二条第一項第六号、同条第二項、第三項については第二百二十二条第一項第六号)

第六十二条 車両等の運転者は、車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、自衛隊を使用する自動車については、自衛隊法(昭和二十六年法律第八十五号)第三章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の規定による防衛府長官の定め。以下同じ。)又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令により定められ

た装置を備えていないか、又はこれららの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等（以下「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

止するため必要な条件を付して当該故障車両を運転することを許可

(罰則) 第一項については第百十九条第一項第六号、第二項については第百十九条第一項第七号、第七項については第百二十二条第一項第九号)

### (無免許運転の禁止)

4 警察官は、第二項の規定による

(罰則 第百十九條第一項第五号、同条第二項、第一百二十二条、第一百二十三条)

(車両の検査等)

不良車両に該当すると認められる車両（整備を余す。以下二の条

（車両同様に、この点において同じ。）が運転されている。

ときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自

動車検査証（道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。）その

他政令で定める書類の提示を求  
め、及び当該車両の装置について

検査することができる。

前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、道

路における危険を防止し、その他  
交通の安全を図るため必要な応急

の措置をとることを命じ、また、癌

急の打置は、必ず必要な整備を  
することができないと認められる

車両(以下この条において「故障車両」という。)については、当該故

障車両の運転を継続してはならぬ旨を命ずることができる。

前項の場合において、当該故障

車両の整備不良の程度及び道路又は交通の状況により支障がないと

認めるときは、警察官は、前条の規定にかかわらず、当該故障車両

を整備するため必要な限度において、区间及び通行の経路を指定し、その他道路における危険を防

第一類第一號

地方行政委員會議録第十九号 昭和三十五年四月一日

止するため必要な条件を付して当該故障車両を運転することを許可することができる。この場合において、警察官は、許可証を交付しなければならない。

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

5 警察官は、前項の措置をとつたときは、その旨を当該措置をとつた場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

6 警察署長は、前項の報告を受けたときは、当該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に対し、總理府令・運輸省令で定める事項を通知しなければならぬ。

7 第四項の規定によりはりつけられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、總理府令・運輸省令で定める手続により、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

2 前項の場合において、当該車両等の運転者が引き続き前三条の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができること。

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号)

(最高速度の遵守)

第六十八条 車両等の運転者は、法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度をこえる速度で車両等を運転してはならない。

(罰則 第百十八条规定第一項第三号、同条第二項、第二十二条)

(最低速度の遵守)

第六十九条 自動車の運転者は、高速自動車国道又は第二十四条第二項の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により、又は危険を防止するため徐行する場合を除き、同条第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度で自動車を運転してはならない。

(罰則 第百二十条规定第一項第十一号)

(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他他の装置を確実に操作し、かつ、他道路、交通及び当該車両等の状況

に応じ、他人に危害を及ぼさない。  
○速度と  
ような〇方法で運転しなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第九号、同条第三項、第二項、第一百二十二条)

第七十一条 車両等の運転者は、車両等を運転するときは、第六十四条から第六十六条まで及び前二条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならぬといふ。

一 ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、污水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

二 目が見えない者若しくは耳がきこえない者が白色に塗つたたえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようすること。

三 歩行者が横断歩道を通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

四 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通行する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

五 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を行なう等当該車両等に乗車している者又は積載

てはいる貨物の転落を防ぐため必要な措置を講ずること。

六 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(（前略） 第百二十条第一項第九号）)

第七十二条 車両等の交通による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」といふ。)があつたときは、当該車両等の運転者その他の乗務員

(以下この節において「運転者等」といふ。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路に於ける危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは、当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに、その他の警務署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3 前二項の場合において、現場に於ける危険を防止し、その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等の運転者に対し、警察官が現場に於ける危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るために必要な指示をすることができる。

4 緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は郵便物運搬用自動車、乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に從事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて当該車両等の運転を繼續することができる。

(（前略） 第一百九条第一項第十二号、第二百二十三条)

(（前略） 第百二十条第一項第九号）)

第七十四条 車両等の運転者を雇用する者(以下この条及び第八条において「雇用者」という。)は、そ

の雇用する車両等の運転者(以下この条において「雇用運転者」といいう。)に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全運転に関する事項を遵守させよう。

2 雇用者は、雇用運転者が第六十一条の規定に違反することを説明するように時間を拘束した業務を譲り、又はそのような条件を付して雇用運転者に車両等を運転させてはならない。

3 雇用者は、雇用運転者が第七十条第一号の規定に違反することがないように、車両等に泥よけ器を備える等の必要な措置をとらなければならぬ。

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条)

車両等を運転することを容認してはならない。

2 車両等の運行を直接管理位にある者は、当該業務に関し、車両等の運転者に対し、アルコール又は薬物の影響、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することを命じ、又は車両等の運転者がそのような状態で車両等を運転することを容認してはならない。

6 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

7 前各号に掲げるもののほか、道

路における進行中の車両等から物件を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一項及び第二項については第百十九条第一項第四号、第三百二十三条第一項第十  
三項については第百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路において進行中の自動

車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

(（前略） 第一百十九条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 前各号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を

損傷するおそれのある物件を投

げ、又は発射すること。

六 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

7 道路又は交通の状況により、公

安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(（前略） 第一百十九条第一項第十一号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第一項第十二号、第二百二十三条规定する行為については第百三十条第二項第九号）

四 右、ガラスびん、金属片その

物を投げること。

五 前号に掲げるもののほか、道

路において進行中の車両等から

他道路上の人若しくは車両等を





ついて必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則 第二項については第百十九条第一項第十五号、第二十二条)

第一百二条 公安委員会は、免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は次

条第二項第一号に該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行なうことができる。この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行なう期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならぬ。

3 前条第二項後段の規定は、第一項の規定により適性検査を行なつた場合について準用する。

(罰則 第三項については第百十九条第一項第十五号、第二十二条)

第一百六条 公安委員会は、第九十条第一項ただし書の規定により免許を拒否し、○又は第百三十条第一項若しくは第百三十条第一項の規定により免許を取り消し、若しくは九十日以上を保留し、○又は第百三十条第一項の規定により免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

この場合において、國家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るために、当該報告に係る事項を

各公安委員会に通報するものとする。

(免許証の返納等)

第一百七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証)をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 免許が取り消されたとき。

二 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

三 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

四 公安委員会は、免許の効力を停止したときは、当該処分を受けた者に当該処分に係る免許証を差し出させ、これを保管することができる。この場合において、免許の効力の停止の期間が満了したときは、公安委員会は、直ちにその者に当該免許証を返還しなければならない。

五 第百八十五条(運転等の禁止)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第九号)

第一百八十六条 公安委員会は、第九十条第一項ただし書の規定により免許

を拒否し、○又は第百三十条第一項若しくは第百三十条第一項の規定により免許を取り消し、若しくは九十日以上を保留し、○又は第百三十条第一項の規定により免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

この場合において、國家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るために、当該報告に係る事項を

運転等の禁止(アルコールの影響により車両等の正常な運転ができるまいおそれがある状態にあることをいう)、車両等を運転したものと規定ができないおそれがある状態にあたる者

(運転等の禁止行為)の規定に違反した者

三 第六十八条(最高速度の遵守)二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

四 第七十六条(禁止行為)第一項又は第二項の規定に違反した者

五 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

六 第六十七条(危険防止の措置)第一項に違反した者

七 第六十三条(車両の検査等)第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八 第六十七条(安全運転の義務)第一項に違反した者

九 第七十一条(通行の禁止及び制限)第一項後段に規定する

第十 第七十二条(交通事故の場合は運転に従わなかつた者)

十一 第百零一条(運転に従わなかつた者)

十二 第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十三 第八十二条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十四 第八十三条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十五 第八十四条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

又は検査を拒み、若しくは妨げた者

(運転等の禁止)

定期検査)第二項後段(第二百二条(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む)の規定により公安委員会が付し、又は変更した条件に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

二 過失により前項第一号、第二号、第五号又は第九号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

三 第六十三条(車両の検査等)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

四 第六十七条(危険防止の措置)第一項に違反した者

五 第七十一条(通行の禁止及び制限)第一項後段に規定する

六 第六十七条(安全運転の義務)第一項に違反した者

七 第六十三条(車両の検査等)第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八 第六十七条(危険防止の措置)第一項に違反した者

九 第七十一条(通行の禁止及び制限)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十 第七十二条(交通事故の場合は運転に従わなかつた者)

十一 第百零一条(運転に従わなかつた者)

十二 第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十三 第八十二条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十四 第八十三条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十五 第八十四条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

定期検査)第二項後段(第二百二条(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む)の規定により公安委員会が付し、又は変更した条件に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

二 過失により前項第一号、第二号、第五号又は第九号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

三 第六十三条(車両の検査等)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

四 第六十七条(危険防止の措置)第一項に違反した者

五 第七十一条(通行の禁止及び制限)第一項後段に規定する

六 第六十七条(安全運転の義務)第一項に違反した者

七 第六十三条(車両の検査等)第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八 第六十七条(危険防止の措置)第一項に違反した者

九 第七十一条(通行の禁止及び制限)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十 第七十二条(交通事故の場合は運転に従わなかつた者)

十一 第百零一条(運転に従わなかつた者)

十二 第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十三 第八十二条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十四 第八十三条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十五 第八十四条(横断等の禁止)第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

三 第二十二条(車両通行区分帯)第二項若しくは第三項、第三十条  
(追越しを禁止する場所)、第四十二条(徐行すべき場所)又は第四十三条(指定場所における一時停止)の規定の違反となるような行為をした者

四 第二十五条(横断等の禁止)第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条(駐車を禁止する場所)、第四十六条(車両等の燈火)第一項の規定の違反となるような行為をした者は第一項若しくは第二項(駐車の方法)又は第五十二条(車両等の燈火)第一項の規定の違反となるような行為をした者は第一項若しくは第二項(停車の方法)の規定の違反となるような行為をした者

六 第四十七条(停車の方法)第一項の規定に違反した者

七 第四十九条(駐車時間の制限)の規定による公安委員会の処分に違反した者

八 第五十二条(車両等の燈火)第二項又は第五十四条(警音器の使用等)第一項の規定に違反した者

九 第五十三条(合団)第一項、第七十三条(運転者の遵守事項)、第十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項の規定に違反した者

十 第五十五条(乗車又は積載の方法)第一項若しくは第二項、第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項又は第五十九条(自

動車の牽引制限) 第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一 第六十九条(最低速度の遵守) の規定に違反して高速自動車国道において自動車を運転した者

十二 第七十二条(交通事故の場合の措置) 第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十三 第七十七条(道路の使用的許可) 第七項の規定に違反した者

十四 第八十七条(仮免許) 第三項の規定によらないで自動車を運転した者

十五 第九十五条(免許証の携帯及び提示義務) 第一項の規定に違反した者

十六 偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者

十七 過失により前項第三号、第四号、第五号、第七号、<sup>又は</sup>第八号、第九号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第四条(信号機の設置等) 第二項若しくは第五条(警察官の手信号等に従う義務) 第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は制限に従わなかつた歩行者は第七条(通行の禁止及び制限)の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた歩行者

二 第十一條(行列等の通行)第一項の規定に違反した者(行列になつては、その指揮者)項後段の規定に違反し、又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者

四 第十五条(通行方法の指示)の規定による警察官の指示に従わなかつた者

五 第二十二条(軌道敷内の通行)  
第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十六条(車間距離の保持)又は第三十四条(左折又は右折)第一項、第二項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者

六 第五十四条(警音器の使用等)  
第二項又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項の規定に違反した者

七 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第二項又は第六十条(自動車以外の車両の牽引制限)の規定に基づく公安委員会の定めに違反した者

八 第五十八条(制限外許可証の交付等)第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

九 第六十三条(車両の検査等)第七項、第七十八条(許可の手続)第四項、第九十四条(免許証の記載事項の変更届出等)第一項又は第百七条(免許証の返納等)第一項の規定に違反した者

十 第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第一項の規定に違反した者

2 遺失により前項第十号の罪を犯した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。  
第一百二十二条 車両等の運転者が、  
は第三号、第一百九十八条第一項第一号若しくは  
号、第二号、第五号、第九号若し  
くは第十四号、第一百二十条第一項第二  
号、第三号、第四号、第十号  
第二号、第三号、第四号、第十号  
若しくは第十四号若しくは第百二  
号<sup>(第一項)</sup>第五号の罪を犯し、又は  
十一号<sup>(第一項)</sup>第五号の罪を犯した場合において、  
過失により第一百八十八条第一項第三  
号、第一百十九条第一項第一号、第  
二号、第五号若しくは第九号若し  
くは第百二十条第一項第三号若し  
くは第四号の罪を犯した場合において、  
酒気を帯び(身体に政令で定める程度以上にアルコールを保  
有する状態にあることをいう。)て、  
いたときは、各本条に定める刑の  
長期又は多額をこえて処斷するこ  
とができる。この場合において、  
懲役刑についてはその長期を二倍  
したものとを長期とし、罰金刑につ  
いてはその多額を二倍したものと  
多額とする。

2 前項の規定により刑を加重する  
場合の加重は、刑法(明治四十年  
法律第四十五号)第七十二条第一  
号に掲げる再犯加重の先にするも  
のとする。

第一百二十三条 法人の代表者又は法  
人若しくは人の代理人、使用人そ  
の他の従業者が、その法人又は人  
の業務に關し、第一百八十八条第一  
号、第一百十九条第一項第五  
号、第十一号、第十二号若しくは  
第一百三号<sup>(第一項)</sup>、第一百二十条第一  
号若しくは第十三号又は第一百二  
号若しくは第十二号又は第一百二  
号若しくは第十一号

十一條<sup>(第7項)</sup> 第七号若しくは第八号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(経過規定)

第三条 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許(○又は運転免許及び旧令第五十条の規定による者又は運転許可を受けている者)二第一項の規定による運転免許を除く)は、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証又は運転許可証は、それぞれ免許の区分に従い、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。この場合において、当該免許証の新法第九十二条第三項に規定する有効期間は、旧法及び旧令の規定により当該運転免許証又は運転許可証が交付されている旧令第五十七条第一項(旧令第五十七条第一項に記載された日から起算するもの)とす第六十六条において準用する場合を含む)の規定による検査の期限までとする。

一 大型自動車免許については、大型免許

二 普通自動車免許又は小型自動車免許について、普通免許

四 輸入車免許については、普通免

## 五、自動三輪車免許について

### 三輪免許

六、側車付自動二輪車免許又は自動二輪車免許については、二輪免許

七、小型自動車免許については、軽免許

八、旧令第五十条の二第二項の規定による仮運転免許について

は、仮免許

九、第一種運転免許については、第一種原付免許

十、第二種運転免許については、第二種原付免許

十一、大型自動車第二種免許については、大型第二種免許

十二、普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許

十三、けん引自動車第二種免許については、普通第二種免許及び特殊第二種免許

十四、自動三輪車第二種免許については、三輪第二種免許

十五、新法の施行の際現に旧法及び旧令の規定により小型自動四輪車免許を受けていた者は、新法の規定による運転免許を受けるものとみなす。前項

十六、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者とみなす。前項

十七、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者とみなす。前項

十八、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者とみなす。前項

十九、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者とみなす。前項

二十、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者とみなす。前項

二十一、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者とみなす。前項

二十二、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者とみなす。前項





について、所要の規定をいたしており  
ます。

3

第八十一条は、沿道の工作物等に対する危険防止措置について規定したものでありまして、現行規定と同様の趣旨のものであります。これらの工作物等の占有者等が判明しないときは、警察署長は、みずから必要な措置をとることができるとしている等規定内容を整備いたしました。

内容の整備をいたしました。  
第八十八条から第九十一条までは、  
免許の欠格事由、免許の申請の手続、  
免許の拒否、保留及び免許の条件について  
規定したものでありまして、現行  
規定と同様の趣旨のものであります。  
なお、第八十八条に規定する免許年令  
の一部の引き上げにつき、參議院の

り消しまなは努力の停止の処分に関する規定及び第百四条は免許の取扱い処理の停止の処分に関する規定等について規定したものでありまして、現行規定と同様の趣旨のものであります。この制度の運営の合理化をはかるため、停止の処分を受けた者が所定の講習を終了したときは、その停止の期間を短縮することができる

意をした場合の免許證の保管及び全般的な幹線道路における交通規制の齊をはかるための國家公安委員会の指揮について規定したものでありますて、現行規定と同様の趣旨のものであります。

せんか、今日の交通事故の状況にからみ、その反社会性に着目して、これを処罰する規定を設けることとしたのであります。

## 死と競争前のわれん

縮する等規定内容を整備いたしました。

第一百九条及び第一百十条は、自動車等の運転者がこの法律の罰則に触れる場合の場合は、

等の建物の損壊については、現行法においてはこれを処罰する規定があります。

地における工作物等に対する警察官の危険防止のための応急措置について規定したものであります。その趣旨を申し上げます。

の一部の改正を除いては、現行規  
定と同様の並びであります。

する等規定内容を整備いたしました。

ありますが、道路における交通量、車両等の通行の経路等交通規制を実施するためには必要な諸条件を調査し、これに基づいて交通規制の適正をはかるべきの規定であります。

行法にも同様の趣旨の罪があるのでござりますが、法定刑を「三月以下の懲役  
五千円以下の罰金又は科料」から「一年以下  
以下の懲役又は五万円以下の罰金」に  
引き上げられます。

それがある工作物に対しましては、前二条の規定により警察署長が必要な措置を命じ、またはみずから必要な措置をとることができることとなつてゐるのであります。その事態が急を要し、警察署長の処分を待ついとまがない場合には、応急の手段として警察官が必要な限度において当該工作物等の除去、移転ができる」として、危険防止の徹底をはかることとしたのであります。

定と同様の趣旨のものであります。免許証制度の運営の合理化をはかるための措置を規定することといたしました。

第九十三条から第九十五条までは、免許証の記載事項、携帯義務等について規定したものでありまして、現行規定と同様の趣旨のものであります。第九十六条から第一百条までは、運転免許試験に関する規定であります。現行規定と同様の趣旨のものでありますが、運転免許試験事務の全国的な齊

の趣旨のものであります。  
第一百六条は、公安委員会が免許の拒否、取り消しまたは効力の停止の処分をした場合における國家公安委員会に対する報告とその通報について規定したものでありますて、新設の規定であります。が、全国的に免許に関する事務の適正をはかる趣旨の規定であります。  
次に、第七章難則について申し上げます。この章は、雇用者に対する通

第一百十二条から第百四十二条までは、  
免許事務及び道路使用の許可に関する手数料並びに北海道における方面公安委員会に対する権限の委任について規定したものであります。現行規定と同様の趣旨のものであります。

次に、第八章罰則について申し上げます。この章は、以上各章に規定する義務違反等のうち、処罰によって粗犯する必要のあるものにつき所要の罰則を定めたものであります。

び第百一十九条第一項は、第百五十五条處罰の規定によつて、この罪に該当するものとして、この罪に該当するものとしますが、現行法では、おなじく、むね三月以下の懲役、五千円以下の罰金または料料に処せられている罪であります。

次に、第六章、自動車及び原動機付自転車の運転免許について御説明いたします。この章は、運転免許の種別、免許の申請手続、免許証、運転免許試験、免許証の更新及び適性検査、免許

一化をはかるため必要な基準を定める  
こととし、自動車教習所の指定及び監  
督の制度の確立をはかり、並びに不正  
受験者に対する受験停止の措置をとるこ  
と等について規定内容を整備いたしま

知、免許証の保管、國家公安委員会の指示権、道路交通に関する調査、免許に関する手数料等に関する事項を規定しております。

第一百五十五条は、道路における交通事故による危険を生じさせる罪を規定したものであります。現行規定と同様の趣旨のものであります。法定刑を現行の「三年以下の懲役又は五万円以下の罰金」

第一百八十八条第二項は、最高速度制限違反の罰則として、現行法では過失犯を処罰する規定であります。その旨の明文がありませんが、これを廃止する旨を明示いたしました。

の取り消し、停止等に関する事項を規定しております。

した。  
第二百一一条及び第二百二条は、免許証の有効期間の更新及び定期または臨時の適性検査について規定したものであります。現行規定と同様の趣旨のものであります。定期検査制度の合理化をはかるため、検査期間を一ヶ月に短

違反をした場合における雇用者に対する違反内容の通知について規定したものでありまして、新設の規定であります。雇用者等の義務に関する規定と相待つて、雇用者に対し、その道路交通に関する責任の自覚を促す趣旨の規定であります。

「金」から五年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に引き上げることとした。

第百十九条は、車両等の信号無視、通行の禁止制限違反、整備不良車両の運転、安全運転義務違反等につき、二月以下の懲役または三万円以下の罰金に処する罪を規定したものでありますて、現行法では「三千円以下の罰金」とは科料の罪「または三月以下の懲役、



昭和三十五年四月五日印刷

昭和三十五年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局